

(案)

令和8年1月20日

加須市長 角 田 守 良 様

加須市国民健康保険運営協議会
会長 小林 一彦

加須市国民健康保険事業の賦課方法について（答申）

令和7年12月22日付け、加国発第284号をもって諮問を受けた標記の件について、当運営協議会は慎重に審議した結果、別紙のと通りの結論に達したので、ここに答申する。

答 申 書

加須市国民健康保険運営協議会

国民健康保険は、国の制度改革により、平成30年度から都道府県単位の運営に移行し、財政運営の責任主体である都道府県と市町村が共同で運営することとなった。

今般の令和8年度賦課方法に係る諮問は、令和8年度までの赤字解消及び令和9年度からの保険税水準の県内準統一の方向性を定めた「第3期埼玉県国民健康保険運営方針」等に適切に対応するため、準統一直前の被保険者の急激な負担増加を避けつつ、改正するものであるとともに、新たに創設される子ども・子育て支援納付金分の税率を埼玉県が算定する令和8年度市町村標準保険税率とするものであり、妥当である。

よって、以下のように答申する。

記

- 1 加須市の国民健康保険の令和8年度における税率等については、諮問のとおりとすることが適当である。
- 2 答申にあたり、次のとおり意見を付記する。
 - ① 市民の健康づくりに係る各種事業に引き続き積極的に取り組み、疾病予防と健康増進により医療費の伸びの抑制に努めるとともに、引き続き収納率向上に取り組むこと。
 - ② 令和9年度以降は、「埼玉県国民健康保険運営方針」を踏まえ、埼玉県が示す標準保険税率にすること。また、税制改正により法定賦課限度が改正された場合、政令と同日から適用すること。
 - ③ 税率改正については、全ての被保険者へきめ細やかな対応をすること。

<改正案>

課税区分		改正前	改正後
医療給付費分	所得割率	<u>7.5%</u>	<u>7.98%</u>
	均等割額	<u>40,700円</u>	<u>47,700円</u>
	限度額	<u>65万円</u>	<u>66万円</u>
後期高齢者 支援金分	所得割率	<u>2.3%</u>	<u>2.86%</u>
	均等割額	<u>10,500円</u>	<u>13,500円</u>
	限度額	<u>24万円</u>	<u>26万円</u>
介護納付金分	所得割率	<u>2.4%</u>	<u>2.44%</u>
	均等割額	11,000円	11,000円
	限度額	17万円	17万円
子ども・子育て 支援納付金分	所得割率	-	<u>0.26%</u>
	均等割額	-	<u>1,573円</u>
	18歳以上均等割額	-	<u>119円</u>
	限度額	-	政令に定める額と同額

※下線は改正箇所